

(別紙様式第19)

最高裁秘書第 号
平成 年 月 日

(苦情申出人, 開示に反対する意見を提出した第三者) 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について(通知)

下記1の苦情の申出について, 当庁(裁判所)がした保有個人情報の不開示(訂正しないこと, 利用停止をしないこと)の判断は, 下記2の理由により相当であると判断しましたので, 通知します。

記

- 1 苦情の申出の内容
- 2 判断の理由
- 3 答申番号

(担当)秘書課 電話 () (内線)